堺市中区役所広告付きＡＥＤ設置及び広告掲載業務公募要領

この要領は、堺市中区役所に広告付きＡＥＤを設置し、広告掲載を行う者（以下「広告取扱事業者」という。）の申請について、堺市広告掲載要綱及び堺市広告掲載基準に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とします。

１　施設概要

(1)　名称

堺市中区役所

(2)　所在地

堺市中区深井沢町２４７０番地７

(3)　庁舎開庁時間

午前９時～午後５時３０分（土・日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く。）

午前９時～正午（月１回程度、日曜日に市民課の休日窓口を開設。）

(4)　区役所駐車場の利用台数

約 127,000 台（令和７年度）

２　業務内容

別紙仕様書のとおり

３　契約の主な条件

(1)　広告取扱事業者の施設使用形態

広告取扱事業者は、広告付きＡＥＤ設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の４第７項の規定に基づく行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を本市より受けて使用します。

(2)　使用許可期間

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとします。使用にあたっては、行政財産目的外使用許可申請書の提出により使用許可を受けてください。令和１０年４月１日以降継続して使用する場合は、年度毎に前年度の１月末日までに、同様の申請を行うことにより、本市が使用許可の延長を行って支障がないと判断した場合は、最長令和１４年３月３１日までの間、使用許可を受けることができます。

なお、広告取扱事業者の都合により撤去しようとするときは、その４か月前までに文書により本市に申し出るとともに、その指示に従ってください。

(3)　行政財産目的外使用料

広告付きＡＥＤを設置するには、下記(4)光熱費、(5)広告掲載料とは別に行政財産目的外使用料が必要です。堺市行政財産の目的外使用に関する条例第 3 条の規定に基づき算出します。本市の条例・規則の改定に基づき使用料を変更する場合があります。

【使用料】面積 1 平方メートルにつき　＜参考＞令和８年度（年額）12,671 円

通信ケーブル等配線敷設 1 メートルにつき　＜参考＞令和８年度（年額）14 円

(4)　光熱費

定格電力と稼働時間数に基づき積算し、別途、請求します。

(5)　広告掲載料

①　広告掲載料は申請者の提案額とします。（年額、消費税及び地方消費税を除く。）

②　初年度の広告掲載料については、提案広告掲載料（年額、消費税及び地方消費税を除く。）に令和９年４月１日現在の税率により算出された消費税及び地方消費税を加えた額とします。

③　設置期間中に消費税及び地方消費税にかかる税率が変更された場合は、提案掲載料に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税相当額を加えた額とします。

(6)　上記(3)～(5)について、既納分の返還は行いません。ただし、(3)及び(5)については、本市において公用又は公共用に供するため使用許可を取り消し又は変更し、もしくは広告取扱事業者の責めに帰することのできない理由により当該区分の使用を開始又は継続できないときは、この限りではありません。

(7)　広告掲載場所の提供及び返還

広告掲載場所は現状有姿の状態で提供します。運営に際して工事が必要な場合は、施工予定図を本市に提出し、了解を得た上で広告取扱事業者の費用負担にて施工できるものとします。

また、広告掲載期間満了の際は、すべて原状回復した後に返還するものとします。ただし、本市がその必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができます（原状回復の工事についても許可期間内に完了するものとします。）。

4　日程、申請方法

(1)　日程

公募開始	令和８年１１月２４日（火）
質疑締切日	令和８年１２月１日（火）午後 5 時 30 分まで
質疑回答日	令和８年１２月４日（金）
申請締切日	令和８年１２月１１日（金）午後 5 時まで
広告掲載料提案書開封及び広告取扱予定事業者決定日	令和８年１２月１８日（金）※
契約締結及び行政財産目的外使用許可申請の手続き	令和９年１月２２日（金）まで
行政財産目的外使用料及び広告掲載料支払い期限	令和９年　３月１８日（木）まで
行政財産目的外使用許可及び広告放映開始日	令和９年　４月　１日（木）

※申請者のすべてが堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱に基づく「堺市物品調達、委託等入札参加有資格者」、又は堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱に基づく「堺市建設工事等入札参加有資格者」（以下「本市登録業者」という。）である場合は、広告掲載料提案書開封日を前倒しすることがあります。

(2)　現地確認

現地確認は、申請者それぞれでご確認をお願いします。

(3)　質疑・回答

本件に関する質問の締切は、令和８年１２月１日（火）午後 5 時 30 分までとします。質問票（様

式5）を使用し、FAX又は電子メールにより担当課あてに送信するとともに送信の旨の連絡をお願いします。

なお、口頭による質問には応じられません。回答は令和８年１２月４日（金）に堺市中区ホームページトップページの新着情報欄の当該公募に係るページ内にて公開します。

(4)　申請方法

申請書類を堺市中区ホームページよりダウンロードし、令和８年１２月１１日（金）午後５時までに担当課まで直接持参又は郵便により申請してください。FAX及び電子メールによる申請は受け付けません。

(5)　申請書類

次のすべての書類を1部提出してください。申請書類の返却は行いません。

区分	必　要　書　類
1	堺市中区役所広告付きＡＥＤ設置及び広告掲載業務申請書（様式1）
	・日付には、記入日又は提出日を記入してください。 ・申請者欄について、登記事項証明書に複数の代表者が記載されているときは、本申請に係る権限を有する者を記入してください。 ・申請書その他提出書類に押印する印影は、（３）の印鑑証明書と同一でなければなりません。堺市登録業者の場合は、使用印鑑届出印を押印してください。
2	履歴（現在）事項全部証明書
	書類提出時点で発行後3か月以内の原本に限ります。
3	印鑑証明書
	書類提出時点で発行後3か月以内の原本に限ります。
4	事業者の概要（様式は任意）
	経歴、本社・事業所の所在地、従業員数、広告取扱・掲載実績等がわかるもの。パンフレット可。
5	誓約書（様式2）法人用
	・日付は（１）様式1に記載のものと同日を記入してください。 ・役員欄には、「履歴（現在）事項全部証明書」に記載されている役員を記入してください。ただし、監査法人は除きます。 ・住所欄は、役員各々の住民登録地（住民票記載の住所）であって、勤務先の所在地ではありません。
6	国税の納税証明書（その３の３）
	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の未納税額がないことの証明用です。書類提出時点で発行後1か月以内の原本に限ります。
7	堺市税納付状況確認同意書（様式3）
	・日付は（ア）と同日を記入してください。 堺市税の納付状況調査に関するもので、納税義務の有無に関わらず提出が必要です。
8	広告掲載料提案書（様式4）
	広告掲載料を提案してください。【年額、消費税及び地方消費税相当額除く】を記載してください。

9	広告図案、文面及びその説明書（様式は任意） イメージ、絵コンテ等でも可。

※申請者が本市登録業者である場合は、区分 2,3,6,7 の書類の提出を免除します。

(6) 担当課

堺市中区役所企画総務課（担当者：安井・藤井）

〒599-8236　堺市中区深井沢町２４７０番地７

TEL:072-270-8181　FAX:072-270-8101　E-mail:nakakiso@city.sakai.lg.jp

5　資格要件

広告取扱事業者になろうとする者は、下記各号に該当することが要件となります。行政財産目的外使用許可申請中及び許可期間中であっても、下記各号に該当しなくなったと認められる場合は、申請の受付及び使用許可を取り消します。掲載する広告を広告取扱事業者に提供する者（以下「広告主」という。）も同様とします（第７号及び８号を除く。）。

なお、この取り消しによる製作費用その他一切の費用について、本市は補償いたしません。

(1) 本件が行政財産目的外使用許可（行政処分）であることを認識し、堺市広告掲載基準をはじめとする関係法令を遵守できること。また、その誓約書を提出できること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当しないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 6 号の規定する「暴力団員」又は堺市暴力団排除条例施行規則（平成 24 年規則第 108 号）第 3 条各号に規定する「暴力団密接関係者」でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

(5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのない団体であること。

(7) 自らが設置し、継続して運営する資力、能力を有すること。

(8) 掲載広告について、広告取扱事業者が外部機関等において、広告内容を審査できる体制が整えられていること。

(9) 各種緊急時の対応を速やかに行えるよう市内又は、近隣に支社・支店・営業所があること。

6　欠格要件

広告取扱事業者が下記各号のいずれかに該当した場合は、催告その他何らの手続きを用いないで使用許可を取り消します。広告主が下記各号のいずれかに該当したことが判明した場合（第２号、第３号及び第８号を除く。）、広告取扱事業者は広告主の変更を行うこと。なお、この取り消しによる製作費用その他一切の費用について、本市は補償いたしません。

(1) 国税（法人税、所得税、消費税又は地方消費税）又は市税（個人市民税(特別徴収を含む。)、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税、入湯税があります。なお、個人市民税（特別徴収を含む。）については、個人府民税と森林環境税を含みます。）の滞納がある場合。

(2) 指定された期日までに行政財産目的外使用料、広告掲載料及びその他徴収金を納入しない場合。
(3) 使用上の義務違反又は不法行為があったとき。
(4) 事業内容、資力及び信用状態等の重要な事項に関して虚偽があったとき。
(5) 著しく社会的信用を損なう等により、広告取扱事業者又は広告主として相応しくないと本市が判断した場合。
(6) 銀行取引の停止又は破産の申立てをするか、若しくは受けたとき。
(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の規定する「暴力団員」又は堺市暴力団排除条例施行規則第3条各号に規定する「暴力団密接関係者」に該当すると認められるとき。
(8) 使用許可の条件に違反があると認められるとき。

7　最低広告掲載料

１２０，０００円（年額、消費税及び地方消費税相当額除く。）

8　広告取扱事業者の決定（公募型見積合わせ）

(1)　提出された申請書類の審査を行います。

(2)　令和８年１２月１８日（金）に広告掲載料提案書を開封し、広告取扱予定事業者を決定します。なお、申請者のすべてが本市登録業者である場合は、広告掲載料提案書開封日を前倒しすることがあります。

広告取扱予定事業者は、各申請者のうち本市が定める最低広告掲載料（年額）以上で、かつ申請者の提案した広告掲載料の最高額を提案した者とします。なお、提案額が同額の場合はくじで決定します。この場合、当該事務に関係のない本市職員がくじを引きます。その結果に基づき、資格を満たし、かつ最高の広告掲載料を提案した申請者をもって、広告取扱予定事業者に決定し、その旨を通知します。

(3)　広告取扱予定事業者は、本市と契約を締結することにより正式に広告取扱事業者となります。決定結果については堺市中区ホームページにて掲載するとともに、申請者への通知は決定した広告取扱予定事業者へのみ行います。また、審査内容や結果に関する質問は受け付けません。

9　使用許可の取り消し

使用許可期間中に当該掲載場所を公用もしくは公共用に供する必要が生じたとき又は、当該使用許可の条件に違反する行為が認められるときは、ただちに使用許可を取り消します。

10　広告取扱事業者の事情による使用の終了

広告取扱事業者自らの事情により使用を終了しようとするときは、本市の許可の取り消し申請を行ってください。なお、３（３）～（５）の既納分について返還しません。

11　広告主の決定

広告取扱事業者は、広告内容の当該原案及び広告主の誓約書（様式6）を放映開始日に支障がでないよう事前に本市に提出してください。堺市広告掲載基準等の関係規程にもとづく審査の結果、適合している場合のみ掲載を認めます。その場合は、決定通知書により通知いたします。

12　広告内容の変更

広告内容を変更しようとするときは、当該原案を本市に提出し、承認を得てください。適合している場合のみ変更を認めます。

13　注意事項

(1)　堺市情報公開条例（平成 14 年条例第 37 号）第 6 条第 1 項に基づく公開請求又は堺市議会からの要請を受けたときは、広告取扱事業者は本市への協力に努めるものとします。

(2)　その他本市が必要あると認める時は、広告取扱事業者に対して資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

(3)　広告取扱事業者は、善良な管理者としての注意をもって対象物件の維持保全（清潔状態の維持等）に努めなければなりません。また、来庁者等から苦情、要望があった場合の対応等は自己の責任において速やかに解決するものとします。

(4)　対象物件の構造や管理の不備に起因する事故により第三者が損害を被った場合は、広告取扱事業者は自らの責任で処理するものとします。この場合、本市は一切その責任を負いません。

(5)　申請書類のほか、必要に応じて追加して書類の提出を求めることがあります。

14　その他

(1)　事情により予告なく公募を取り止める場合があります。

(2)　提出書類は選定結果にかかわらず返却しません。不採用となった場合には、本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しません。

なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、堺市情報公開条例第 6 条 1 項に基づく公開請求があった場合、原則として公開するものとします。

ただし、技術上の情報等で、公開により事業活動が損なわれると判断されるような場合には、広告取扱事業者に相談のうえ、非公開とすることがあります。

(3)　本業務は、この要領のほか、地方自治法、地方自治法施行令、堺市財産規則、堺市契約規則、その他関係法令等の定めるところによるものとします。

堺市広告掲載要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、民間企業等との協働により本市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、本市が保有する公有財産、物品等の資産及び市長が管理するその他の資産（上下水道局が保有する公有財産、物品等の資産及び上下水道局長が管理するその他の資産を除く。以下「市有資産」という。）を広告媒体として活用し、有料で広告掲載を行うことに関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 土地、建物、印刷物、公用車、本市のホームページその他の広告掲載が可能な市有資産

(2) 広告掲載 広告掲載料を徴収して、広告媒体に民間企業等の広告の掲載、掲出等をすること。

(3) 局長等 堺市事務分掌条例（昭和４７年条例第８号）第１条に掲げる局及び室の長、堺市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（平成１７年条例第５７号）第３条に規定する区役所の長、消防局長、会計室長、議会局長、教育次長及び各行政委員会（教育委員会を除き、監査委員を含む。）の事務局長

（広告掲載の方法）

第３条 広告掲載を行う場合、次の事項をあらかじめ別に定める。

(1) 広告媒体の種類

(2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間

(3) 広告掲載料（予定価格を含む。）

(4) 広告の募集方法及び選定方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行うに当たり必要な事項

（広告掲載の範囲）

第４条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 社会問題に関する主義主張を行っているもの

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの

(9) 交通安全を阻害するおそれのあるもの

(10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(11) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの

(12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として適当でないと市長が認めるもの

２ 広告掲載に当たり、法令、条例等により市長その他の行政庁の許可を要する行為については、広告主において、広告掲載までに当該許可を得なければならない。

３ 前２項に定めるもののほか、広告掲載の範囲に関する基準は、別に定める。

（審査機関）

第５条 広告掲載の可否を審査するため、堺市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２ 委員会の委員長は、財政部長の職にある者を、委員は、広報課長、行財政・構造改革担当課長、財産活用課長、消費生活センター所長、人権推進課長及びこども育成課長の職にある者をもって充てる。

３ 委員長は、前項に定める委員のほか、広報媒体及び審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができる。

４ 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長がその議長となる。

２ 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３ 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４ 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長を会議に出席させ、あらかじめ所管課で作成した議案の説明を求め、その意見を聴くものとする。

５ 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

６ 委員長は、緊急の審議を要する議案について、委員会を招集する暇がないと認めるときは、持ち回り審議によって委員会の開催に代えることができる。

（庶務）

第７条 委員会の庶務は、財産活用課において行う。

（財政局長への実績報告）

第８条 局長等は、広告掲載料その他広告掲載に関する実績について、財政局長に報告するものとする。

（委任）

第９条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成２４年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年９月７日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

堺市広告掲載基準

(趣旨)

第１条　この基準は、堺市広告掲載要綱（平成 24 年 4 月 27 日市長決裁）に基づき、広告掲載に係る基準を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第２条　市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現はそれにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

２　広告掲載の審査をする場合には、この基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(掲載をしない業種又は事業者)

第３条　次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、広告掲載を行わない。

(1)　風俗営業及び風俗営業類似の業種

(2)　ギャンブルに関する業種

(3)　消費者金融に関する業種

(4)　たばこに関する業種

(5)　債権取立て又は示談引き受けに関する業種

(6)　占い及び運勢判断に関する業種

(7)　興信所及び探偵事務所に関する業種

(8)　法律に定めのない医業類似行為を行う事業者

(9)　暴力団等の反社会的団体及びそれらの関連事業者

(10)　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生・更生手続中の事業者

(11)　各種法令に違反している事業者

(12)　行政機関から行政指導を受け、改善を行っていない事業者

(13)　市税を滞納している事業者

(14)　前各号に掲げるもののほか、市有資産に広告掲載をする業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

第４条　次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載を行わない。

(1)　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

ア　法律で禁止されている商品の販売やサービスの提供等を行うもの

イ　法令等に基づく許可等を要するにもかかわらず、許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

(2)　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

ア　暴力、とばく、覚せい剤など規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの

イ　醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの

ウ　性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

エ　その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
オ　社会的に不適切なもの
(3)　人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
ア　人権侵害、名誉き損及び各種差別的なもの
イ　第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
ウ　第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの
エ　プライバシー等を侵害するもの又は侵害するおそれのあるもの
(4)　政治性のあるもの
ア　公の選挙又は投票の選挙運動又は投票運動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
イ　政党その他の政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
(5)　宗教性のあるもの
(6)　社会問題に関する主義主張を行っているもの
ア　個人または団体の意見広告
イ　国内世論が大きく分かれているもの
(7)　個人又は法人の名刺広告
単に個人の氏名又は法人その他の団体の名称を表示し、これを公衆に周知するもの
(8)　美観風致を害するおそれがあるもの
デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
(9)　交通安全を阻害するおそれのあるもの
自動車等運転者の誤解を招くか又は注意力を散漫にするおそれのあるもの
(10)　消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
ア　誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
イ　投機心、射幸心を著しくあおる表現
ウ　虚偽の内容を表示するもの
エ　法令等で認められていない業種・商法・商品
オ　国家資格等に基づかない者が行う療法等
カ　責任の所在が明確でないもの
キ　広告の内容が明確でないもの
ク　国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
(11)　青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
ア　水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度、適否を検討するものとする。
イ　暴力・犯罪を肯定し、又は助長するような表現
ウ　残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
エ　暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
オ　ギャンブル等を肯定するもの
カ　青少年の人体・精神・教育に有害なもの
（表示の基準）

第５条　広告の表示内容に関する共通の基準は、次の各号に定めるところによる。

(1)　広告であることを明示すること。

(2)　広告内容に係る関係法令及び業種ごとの広告表示基準等の自主規制を遵守すること。

(3)　広告主の法人格及び法人名（法人格を有しない団体の場合は代表者名）を明記すること。

(4)　その他の表示の基準

ア　割引価格

対象となる元の価格の根拠を明示すること。

イ　比較広告

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ　無料で参加・体験できるもの

追加費用等が必要になる場合があるときは、その旨を明示すること。

エ　肖像権・著作権

権利者の使用許可を得ていること。

（ホームページに関する基準）

第６条　広告主のホームページにリンクをする広告(バナー広告等)に関しては、バナー広告等が直接リンクするページの内容についても、この基準を適用する。

（広告主等への確認）

第７条　各業種や商品・サービスについて、法令等に基づく必要な許可・免許等(以下「許可等」という。)の有無、業界団体等への加盟状況及び広告表示関連法令等の違反の有無等の不明な点があるときは、広告主又は広告を取扱う広告代理店に確認をするものとする。

２　前項の規定による許可等の確認は、許可等の年月日、許可番号、有効期限及び内容・範囲等について行うものとし、必要に応じて許可証等の提示を求めることとする。

（広告媒体ごとの基準）

第８条　市長等は、この基準に定めるもののほか、広告内容及びデザイン等について広告媒体の性質に応じた個別の基準が必要なときは、合理的な範囲で別途基準を定めることができる。

（広告掲載の取消し）

第９条　市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

(1)　広告主が本市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(2)　広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(3)　広告主が第３条に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。

(4)　本市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

（委任）

第１０条　この基準の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附　則

この基準は平成２４年５月１日から施行する。

堺市中区役所広告付きＡＥＤ設置及び広告掲載業務仕様書

1　業務名

堺市中区役所広告付きＡＥＤ設置及び広告掲載業務

2　広告付き AED の設置場所

堺市中区役所１階市民課前（別図のとおり）

※機器の設置、撤去、保守管理にかかる費用は全て広告取扱事業者が負担するものとする。

3　広告付き AED の基本構成

(1) 広告付き AED の構成

広告掲出部分とＡＥＤ収納部分が連結した一体の構造であること。

(2) 広告媒体の仕様等

・広告についてはデジタルサイネージ広告とすること。
・広告モニターについては４２インチ以上とすること。
・デジタルサイネージに放映する内容については、広告、行政情報及び緊急災害情報とし、音声はなしとすること。

(3) AED について

・AED 本体のほか、保管・携行するためのケース、バッテリー、電極パッド、未就学児に使用するための付属品、取扱説明書、その他使用するために必要なものを付属すること。
・本体、電極パッドともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の認可がされていること。
・最新の JRC 蘇生ガイドラインに適応していること。
・音声ガイダンス及び取扱説明書が日本語であること。
・未就学児に対し使用可能であること。
・電極パッドを貼ることで心電図解析を行い、必要な場合のみ電気ショックを促す安全機能があること。
・バッテリー容量、電極パッド、内部回路等セルフチェックを毎日行う機能があること。
・セルフチェック等で異常があれば、アラーム音を出すなど警告する機能があること。
・使用可能な状態であるか、外見上判断できるものであること。
・本体、バッテリー及び電極パットは耐用期間内のものであること。

(4) 配置方法について

機器の設置にあたっては、庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導並びに防火設備の支障とならない場所及び構造とするよう配慮し、転倒防止や鋭利な突起物がないこと等、庁舎の利用者等に危険を生じさせることがないように安全措置を十分に講じること。設置及び撤去については、本市と日程調整すること。

転倒防止のために補強を必要とする場合は、本市と協議の上補強方法を決定し、広告取扱事業者の負担で補強するものとする。

また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認することとする。

(5) 日常点検を含む保守管理について

・日常点検を含む保守管理については、すべて広告取扱事業者で行うことを原則とする。
ただし、詳細については協議の上決定する。
・本体の耐用期間や電極パッド等の消耗部品の交換時期を把握し、常に使用可能な状態を維持するよう定期的に適切な点検、交換を実施すること。また、AED 使用後には、電極パッド等の消耗品の交換を速やかに行うこと。

(6) その他

・設置する AED は、広告取扱事業者が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条第 1 項に基づく高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可を受けた者から販売又は貸与を受けた物であること。
・広告取扱事業者は、AED の設置、移設、撤去を行う場合は、事前に本市の了承を得ること。
・契約期間終了後の機器の撤去に関しては、原状回復とする。
・設置、移設、撤去及び保守管理に関する一切の費用は広告取扱事業者が負担すること。
・破損、汚損及び保守管理はその都度行うこと。また、機器に異常が発生したときは、速やかに必要な調整および修理等を行うこと。
・広告枠の掲載内容については、掲載予定日の 10 営業日前までに広告原稿を本市へ提出し、承認を得ること。また、「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰します。また、堺市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。

4　その他

(1)　この仕様書に定めるものの他、広告の掲載に関して必要な事項は堺市広告掲載要綱及び堺市広告掲載基準に定めるところによるものとする。
(2) 市の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
(3) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。
(4) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを解決するものとする。

別図

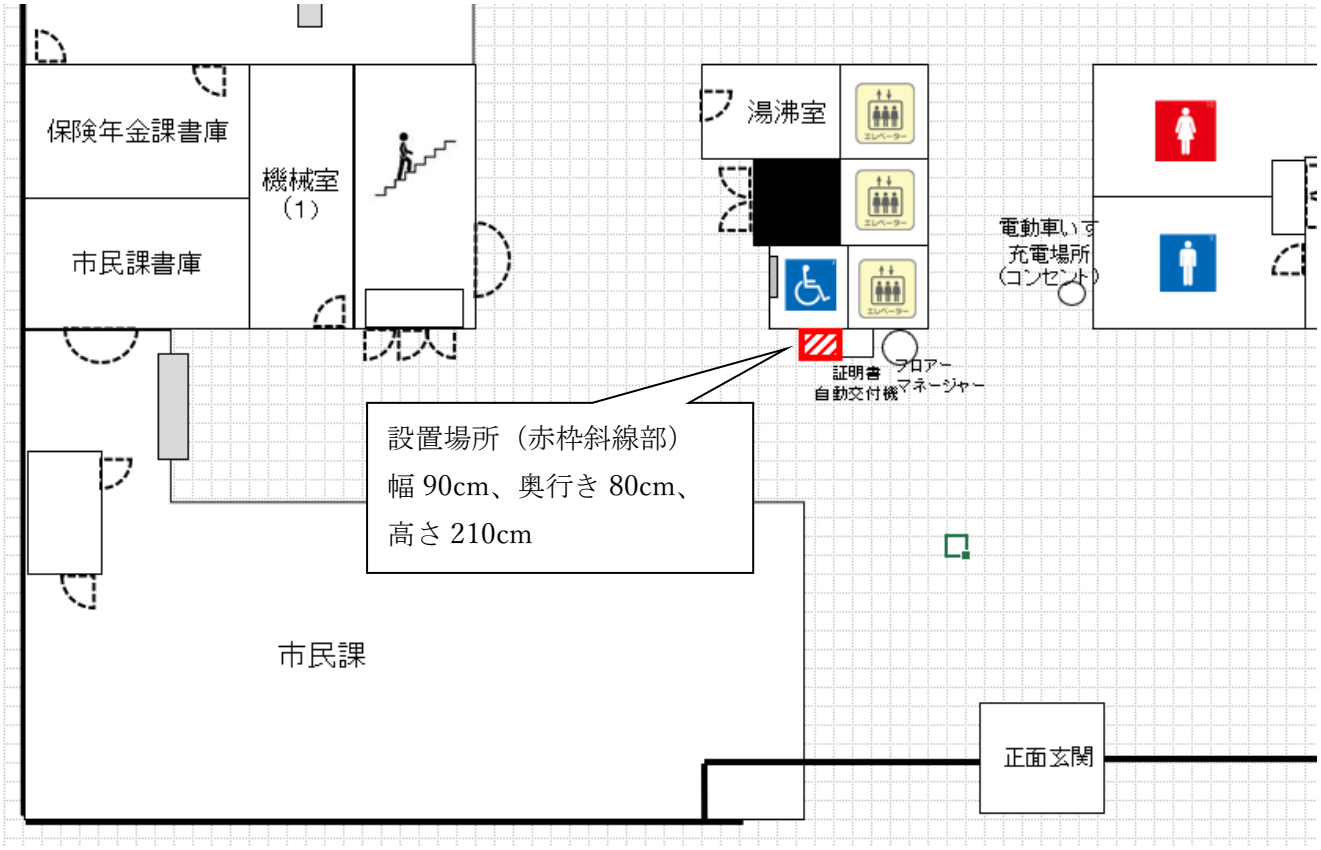
保険年金課書庫
機械室
（1）
市民課書庫
湯沸室
電動車いす
充電場所
（コンセント）
証明書
自動交付機
フロアー
マネージャー
設置場所（赤枠斜線部）
幅 90cm、奥行き 80cm、
高さ 210cm
市民課
正面玄関

市有地等の売却・貸付等情報メールマガジンのお知らせ

登録ページ QR コード

次回以降に市有地等の売却・貸付、飲料自動販売機設置・広告等の一般競争入札等を行う際、メールマガジンの登録者に一般競争入札等の実施についてお知らせします。
登録の上、ご活用ください。